



様式第4号(第6条関係)

平成30年4月27日

三芳町議会議長 抜井 尚男 様

三芳町議会議員 井田 和宏

政務活動費収支報告書

三芳町議会政務活動費交付条例第6条の規定により、下記のとおり平成28務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入

政務活動費

金 60,000 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	15,720	会津若松市 会津美里町
研 修 費	27,448	研修会参加費等(交通費含む)
会 議 費		
資 料 購 入 費	37,850	日本教育新聞購読料 書籍代
事 務 費		
合 計	81,018	

3 残 額 金 0円

- (注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するとともに領収書等の写しを添付すること。
2 政務活動報告書を添付すること。
3 年度終了後30日以内に提出する。

様式第5号（細則第3条第1項第5号関係）

政 務 活 動 費 収 入 支 出 整 理 簿

議員名 井田 和宏

平成29年度

単位：円

領収書 番号	月・日	項 目	収 入	支 出	残 金	備考
	4. 27	町より	60,000		60,000	
2	4. 19	市町村議会議員特別セミナー		10,000	50,000	
3・4	5. 11	交通費 9名按分		1,542	48,458	
5	5. 21	一般社団法人マニフェスト研究会研修会参加費		3,000	45,458	
	5. 21	鶴瀬一越谷往復		1,394	44,064	
6	5. 31	書籍代		4,700	39,364	
7	5・31	書籍代		750	38,614	
8	7. 7	宿泊代		10,385	28,229	
9・10・ 11	7. 7	交通費・お土産代 9名按分		5,335	22,894	
12	1. 19	日本教育新聞購読料 (H29. 4~H30. 3分)		32,400	-9,506	
13	3. 25	市民と議員の条例づくり交流 会議参加費		5,000	-14,506	
	3. 25	鶴瀬一市ヶ谷往復		864	-15,370	
14	3. 30	一般社団法人マニフェスト研究会2017年度年会費		5,000	-20,370	
14	3. 30	振込手数料		648	-21,018	
		計	60,000	81,018	-21,018	

②

整理番号 53
領収書発行日 平成29年5月10日

領 収 書

井田 和宏 様

¥10,000※

但し、研修費として。

研修科目 : 市町村議会議員特別セミナー～地域における政策課題～
受講者氏名 : 井田 和宏

入金日 : 平成29年4月19日
入金方法 : 銀行振込

千葉県美浜区浜田1-1
公益財団法人 全国市町村研修財団
市町村職員中央研修所
分任出納役 石橋美秀

市町村議会議員特別セミナー参加 交通費

(単位:円)

日付	金額	支払い内容	理由	支払い先
5月10日	¥920	ETC高速料金 所沢～練馬	研修参加のため	
5月10日	¥1,500	ETC高速料金 大泉～三郷南	研修参加のため	
5月10日	¥500	ETC高速料金 船橋本線下～船橋本線	研修参加のため	
5月11日	¥2,700	駐車料金	研修参加のため	
5月11日	¥2,600	ETC高速料金 京葉道接続～美女木下	研修参加のため	
5月11日	¥700	ETC高速料金 船橋本線上～船橋本線	研修参加のため	
5月11日	¥860	ETC高速料金 美女木第二～大泉	研修参加のため	
5月11日	¥920	ETC高速料金 練馬～所沢	研修参加のため	
5月11日	¥1,518	燃料費	研修参加のため	
5月14日	¥1,667	燃料費	研修参加のため	
合計	¥13,885			

13,885円 ÷ 9人 = 1,542円(一人当たり)

菊地議員・山口議員・岩城議員・井田議員・小松議員・細谷議員・細田議員・安澤議員・本名議員の9人

千葉県野田新都市地下駐車場
 (真室塚地下第2駐車場)
 043-296-3301

通常払いご利用明細

年月日	利用内容	金額
2017/5/10	本人(1017)	450円
2017/5/10	所沢 駐馬	
2017/5/10	本人(1017)	750円
2017/5/10	大泉 三軒巻	
2017/5/10	本人(1017)	250円
2017/5/10	足柄本橋上 足柄本橋上	
2017/5/11	本人(1017)	1,300円
2017/5/11	泉原直接橋 美奈木下	
2017/5/11	本人(1017)	350円
2017/5/11	足柄本橋上 足柄本橋上	
2017/5/11	本人(1017)	430円
2017/5/11	美奈木下 大泉	
2017/5/11	本人(1017)	450円



領収証

入車日時 2017年05月10日 11時46分
 出車日時 2017年05月11日 12時57分
 No.01-000035 券No.10-160431

駐車料金(一般) 1400円
 料金計 1,400円
 投入現金 1,500円
 釣銭額 100円

ENEOS
 納品書(領収書)

カーボート・トラエリテイク
 三芳SS
 三芳町藤久保831
 TEL:0492-59-5704

2017/05/14(日)18:49 2017/05/14

92-487006-9010000-00 04870 様
 売上 Waitaiフリカ(自店)

8820 000011
 レビュー
 13,861.7 0122 L-7 P-19
 (内消費税) 853.8 ¥735)

合計 ¥1,667
 (内消費税等 ¥123)
 フリカ利用金額 ¥1667

フリカ別No. : 90353468
 フリカ前回残高 : ¥8163
 フリカ今回残高 : ¥6496

※上記にて納品書とさせていただきます
 No.6809 担当:セルフ

ご利用ありがとうございます。ご利用明細を案内しますのでご確認ください。*お支払いは毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定のお支払い口座より自動振替となります。ご入金日は前日(金融機関営業日)までお願いいたします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2017年 6月25

カード名称	
カード番号(一部非表示)	5019 4017 4714 1888
今回のお支払日	2017年 7月10日(月)
今回のお支払金額合計	8口 5,080円

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	

2017年 6月15日 現在

ホンダキャッシュポイント

3540-4019-4914-1XXX

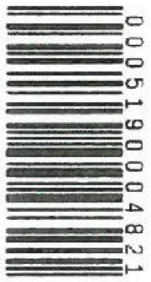
当月獲得	ボーナス	当月減算	当月累計	期限切れとなる月	失効予定
50	0	0	2938	2017.06	68

←ポイント表示欄の「期限切れとなる月」は西暦表示です
(例「2009.07」と表示 → 2009年7月)

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	お支払金額(円)	摘要
《ショッピング取組(国内)》						
2017.5.4	ETC 特割三芳スマー—嵐山小川 普通車	1080	1回		1080	
2017.5.10	ETC 大泉 —三郷南 普通車	750	1回		750	
2017.5.10	ETC 所沢 —練馬 普通車	460	1回		460	
2017.5.10	ETC 船橋本線下—船橋本線下 普通車	250	1回		250	
2017.5.11	ETC 京葉道接続—美女木下 普通車	1300	1回		1300	
2017.5.11	ETC 練馬 —所沢 普通車	460	1回		460	
2017.5.11	ETC 美女木第二—大泉 普通車	430	1回		430	
2017.5.11	ETC 船橋本線上—船橋本線上 普通車	350	1回		350	
◆お支払小計					5080	
◆◆今回のお支払金額総合計					5080	

●事務の都合上、ご利用分の請求月が遅れる場合があります ●ご利用日(加盟店利用日)ではなく、ICR代理店での伝票取扱日等を表示する場合があります ●金額欄の“-”は減額分 ●支払区分:1回=ショッピング1回払い、2回=ショッピング2回払い、1=1回払い、非=クレジット払い、3~24=クレジット分割払いの回数、S1=ショッピングストア払い、C1=キャッシング払い、海外キャッシング1回払い ●今回回数、今回のお支払い回数を表示 ●備考欄(※)対象の利用に*印 ●QUICPayIDの上4桁(0100)は非表示 ●法人カードの下4桁は(****)と表示され、実際のカード番号とは異なります

4



おつり引換券
2017/05/11(木)14:53 2017/05/11
お釣金額 ¥482
伝票No 5190

10-05-000008-0000 04870 様
売上 現金(自SS)
4523 000011
レギュラー ¥1518
12.24, J @124 L-5 P-13
(内消費税 ¥659)
合計 ¥1,518
(内消費税等 ¥112)
※上記にて領収書とさせていただきます
No.5190 担当:セルフ

ENEOS
納品書(領収書)
カーボート・トラエリテイク
三芳町藤久保831
TEL:0492-59-6704
2017/05/11(木)14:53 2017/05/11

領収証
入庫日時 2017年05月10日 11時46分
出庫日時 2017年05月11日 12時49分
No.01-000030 券No.10-160430
駐車料金(一般) 1300円
料金計 1,300円
投入現金 1,300円
お釣金額 0円

千葉県警警防部心地下駐車場
(奥宮町地下第2駐車場)
043-296-3301

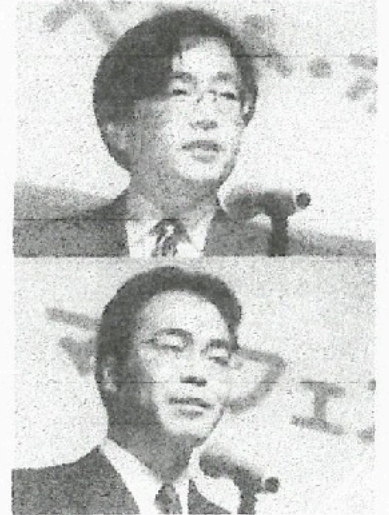
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟埼玉

埼玉県勉強会 - 第5回

「第1回埼玉・自治体政策コンテスト大会」

「地方政治の政策コンテスト」として創設されたマニフェスト大賞も、昨年、第11回大会を迎えました。全国各地から発信された政策は議会を起点とした善政競争を生み出し、埼玉県内でも26の団体・個人が受賞するなど、新しい価値を生み出し続けています。

これまでに各地で培われた英知を結集し、さらなる価値を生み出していくために毎年開催されてきたマニフェスト大賞に学び、埼玉県内で初めて首長・議員・市民による自治体政策を公募し、発表に対して参加者全員の投票による優秀賞を決定します。



開催概要

⑤

領 収 書

井田 和久 様

¥ 3,000

但： 研修会参加費 として

2017年 5月 21日

一般社団法人マニフェスト研究会

ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局

〒103-0027

東京都中央区日本橋 1-7-12 国土施設ビル 3階

電話：03-6214-1315



⑥

領 収 証

No. 035827

三芳町議会議員 井田 様

和宏

印 紙

¥ 6,700

内 訳

品 名 (号数又は型式)	数 量	金 額
書籍代	3	6,700
公厚社が自治体へ受託	1	2,700
高知県の条例の政策条例	1	2,000

上記の金額正に領収致しました
2017年5月31日

第一法規株式会社

代表取締役社長 中 英 弥

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17
TEL 03-0120-203-695



取扱者印

⑦

領 収 証

三芳町議会 井田和宏 様

No. _____

★ ¥ 750-

但 書籍代

地方議会に再任

2017年5月31日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒101-8050

東京都千代田区神田神保町3-13-1

株式会社 集英社 新書編集部

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

8

領 収 書
RECEIPT

日付 17/07/07

2018

お名前
NAME 井田 和宏 様

金 額 AMOUNT DUE	¥10,385
-------------------	---------

上記金額確かに領収致しました(消費税含む)
We have receipt your payment.

ホテルイン会津若松
HOTEL ROUTE INN
住所: 福島県会津若松市平野町1-5
TEL: 0242-28-3370
FAX: 0242-28-3321
URL: 0120/www.route-inn.co.jp



9

Express

納品書(領収書)
 中央石油販売(株)
 竹間沢SS
 入間郡三芳町竹間沢東3-8
 TEL:050-3304-5187
 2017/07/07(金)18:15

Speedpass 欄
 EMCCハウジング 8500110739250702 0216
 売上 3-ボレーカード法人
 シナジーレギュラー
 110100 ¥8134
 68.35L @119.0 L-5N-13

小計 ¥8,134
 合計 ¥8,134
 承認No. 0180044
 支払方法 一括

事前1-列 OK
 端末処理通番 15992
 ※本書保管上のお願!!
 財布・手帳等には喜んで保管頂く
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。
 ★ドリンク20円引き! ★
 今ならこのチケット本券1枚で一杯
 ドリンクどれでも20円引き!
 ☆給油レシートを店内へ平成29年
 ☆6月末日まで当店のみ有効★
 No.9594 担当:0001
 POS番号01

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 プレゼントチケット
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
 併設のドトールコーヒーショップで
 本チケットを提示して、フードとド
 リンク合わせて500円以上買うと
 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

**限定グッズを
プレゼント!**



●本日ドトール店舗営業時間内のみ有効です。
 ●引き換えは、当店のみ有効です。
 ●賞品がなくなり次第終了させていただきます。

中央石油販売(株)
 竹間沢SS
 TEL:050-3304-5187
 2017/07/07(金)18:15

9名で按分

9名で按分

領収書 印紙

IDEMITSU 269907

エステシティ中高
 有限会社大野石油
 埼玉県所沢市中宮南2-15-3
 TEL 04-2943-0071

売上 2017年 7月 7日
 17:33
 上 様 手
 現金フリー 00-269907-30001-0001-9

出光ゼアス P-7(内)
 48.00L @126.0 6048円

合計 6,048円
 (内、消費税等(8.00%) 448円)

約 1万円: 3,952円
 7千円: 952円

伝No: 10360 担当:0106

菊地議員、井田議員、細田議員
 細谷議員、抜井議員、山口議員
 内藤議員、岩城議員、小松議員
 9名で按分

支出	適用	金額	備考	その他
7月5日	お土産代	¥6,480	森田園	お茶2コ
7月6日	高速代	¥13,680	往路(2台分)	ETC利用
7月7日	高速代	¥13,680	復路(2台分)	ETC利用
7月7日	ガソリン代	¥14,182	2台分	8,134円、6,048円
	計	¥48,022	¥5,335	一人あたり
			(端数切り捨て)	

10

領収証

三芳みらい 平成29年 7月 5日
公明党 様

9名で按分

¥ 6,480-

但し
上記正に領収致しました

茶の森田園
有限会社 森 六

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町北永井627
TEL 049-258-3855 FAX 049-259-4427



ご利用代金明細書 (お客様の個人情報保護の為、口座番号及び会員番号の一部を表示していません)

金融機関		支店	
科目	普通	口座No.	
会員番号			

都々のカードをご使用いただき、ありがとうございます。本日ご利用いただきました「カードご利用明細」が「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。
「お支払日」、「ご利用明細」と「口座振替」のご確認をお願い申し上げます。 29年 8月 25日発行
※、お支払口座へのご入金はお早めにお願いたします。

お支払日 29年 9月11日 お支払金額

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今期 回数	お支払金額	(お支払い総額)		(内手数料)	
						現地通貨額	手数料	取引レート/現地通貨	換算日
4980 0124 4691 2---	(J C会員VISAカード)	井田 和宏	様						
29 7 6 ETC	東北支社	6840	1	1	6840	自三芳スマー	至会津若松	普通車	
29 7 7 ETC	関東支社	6840	1	1	6840	自会津若松	至三芳スマー	普通車	
					お支払金額合計	22230			

備考の○印はポイントの対象利用となります。

【ご利用明細のご説明】 <ご利用日>ご利用の月とご利用の日に記載しております。<ご利用金額>ご利用の金額が記載されたものとなります。<ご利用金額>の欄には現金決済と記載されております。<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=3回払いの支払回数、リボ=リボ払い、オート=オート払い、※ <ご利用明細>がご利用の明細の記載内容を示しております。
【海外利用時の換算レートのご説明】 海外利用ご利用代金は、各店のVISAセンター/マスターカードセンターから本社の決済センターにデータが送信した時点で、VISA/マスターカードが指定するレートに、当社が海外利用にかかる事務処理経費として1.63%をプラスしたレートで日本国内に換算されます。【海外キャッシングサービスは有効の期間を過ぎます】ご利用になった日のレートではありませんので、ご了承ください。

9名で按分



ETCマイレージサービス

» 各種届出様式 » ご質問(Q&A)

» マイページ » ポイント明細 » 還元額明細 » ポイント交換 » 登録情報変更 » カード情報変更 » パスワード変更 » 利用停止

還元額明細

抜井尚男 様

ログアウト

6ヶ月分の還元額の内訳が参照できます。
なお、還元額でのご利用は、ご走行の翌日夕刻以降に表示されます。

2017年10月31日13時 現在

現在ご利用可能な還元額

0円分 [\[ポイント交換\]](#)

2017年07月分 [前月<](#) [>翌月](#)

[\[還元額明細表示内容の説明\]](#)

利用年月日 時分	区分	車種	(割引前料金) (ETC割引額) 通行料金	還元額 加算	還元額 利用	還元額 残高	備考
17/06/30 23:40	利用IC(自)	繰越				5,000	
17/07/06 08:12	17/07/06 11:29	利用 1	6,840	-5,000	0		確定 (朝夕) (1,840円他支払)
三芳スマート	会津若松						

さらに詳しい情報は、[\[総合詳細情報\]](#)をご覧ください。詳細情報は表示に時間がかかる場合がございます。

[ページのトップへ](#)

通信データは、SSLにより暗号化されております。

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#)

© Copyright 2005 East Nippon Expressway Company Limited
Central Nippon Expressway Company Limited
West Nippon Expressway Company Limited
Hanshin Expressway Company Limited
Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited All Rights Reserved.

ご利用代金明細書

4/7 ページ

抜井 尚男 様

会員番号

明細書作成日
2017年7月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
7月7日		
7月7日		
7月7日		6,840
ETC 東日本高速道路 関東支社 ETC NO : 入口IC : 会津若松 : 磐越自動車道 出口IC : 三芳スマート : 関越自動車道		

No. 052443

領 収 証

三芳町町議会議員
井田 和宏

様



金額 ¥32,400-

但し購読料 29/1月~30/3月として

平成 30 年 1 月 29 日

(郵便振替)

上記の金額正に領収致しました

印 取
紙 入

株式会社 日本教育新聞社

東京都港区虎ノ門1-2-8
〒105-8436 電話 03(5510)7828

扱
者
印

※上記発行先・金額の訂正は無効です。

⑫

様式第4号（細則第3条第1項第3号関係）

支 払 証 書

支 払 額 2, 2 5 8 円

上記の金額を支払ったことを証します。

平成 30年 4月 27日

三芳町議会議員
氏 名 井田 和宏

支払内訳・内容	研修会参加のための電車賃
理 由	PASMO使用のため
債 権 者 名	東武鉄道・東京メトロ・JR

学校教育と自治体議会

その質問が現場を疲弊させる！？

2018年3月25日（日）法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎S305
13時から16時／参加費：議員5千円、市民2千円（要申込※第一次メ切3月12日）

【趣旨】

自治体議員選挙の公約で、ほとんどの候補が教育政策を取りあげる。一般質問等でも自治体が設置している学校について取りあげる議員は多い。有権者のなかにも教育政策には関心をもつ人は多く、「誰もが一言をもつ」政策分野といってよいだろう。その教育という政策については、教育委員会が置かれ、首長・議員が直接教育内容に関与しない権限配置がなされているとともに、国、都道府県、市町村が深く関連し合いながらも役割を分担するという体制の下にある。そして、自治体議会で展開される教育政策に関する議論や問題提起は、必ずしもその制度の設定を踏まえた有効なものになっているとは限らない。本来議会や首長が権限をもたない領域に関する議論ばかりが展開されている一方で、その権限内にあつて、一定の有効性も期待されるような政策提案や実現は必ずしもうまくなされていないのではないだろうか。また、教育への思いを持ち、それを少しでも良くしようという意図で行われる教育政策の議論が、問題の複雑化や多忙化という状況下にある学校現場をさらに疲弊させてしまうことも深刻な課題である。

この企画では地方自治学者、教育行政の実務家、自治体議員がそれぞれの視点から自治体議会における意義のある教育政策の取りあげ方を検討し、住民自治にもとづく市民の、市民による、市民のための公教育を実現するために、教員や教育の専門家と自治体議会、議員の役割分担のあるべき形を検討する場としたい。

【論点】教育委員会制度と自治体議会／教員だけが学校教育を担うのが適切か？／教育における集権と分権／自治体議員が気づいていない教育のための役割／教育委員の任命同意審議のあり方

【構成（当日の進行・プログラム概要）】

第一部・基調提起（廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム）

第二部・事例報告（実践共有と課題・論点の整理／コーディネーター・廣瀬克哉）

第三部・ディスカッション（実践課題についての対話と全体ディスカッション）

領 収 書

2018年3月25日

井田和彦様

5,000円

交流会議2018 春企画 参加費として

上記正に領収いたしました

市民と議員の条例づくり交流会議

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

フォーラム・法政大学ボアソナード記念現代法研究所

ださい】

列づくり交流会議

担当・亀井)

千代田区一番町9-7-6F

L <http://www.jourei.jp/>



自治体議会改革
フォーラム

ご 請 求 書

2018年 3月 5日

井田和宏 様

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟事務局

〒103-0027
東京都中央区日本橋1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング5F
電話:03-6214-1315



下記の通り御請求申し上げますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

御請求訳

品名	数量	単価	合価	備考
ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟2017年度年会費	1	5,000	5,000	
合計				
			¥5,000	※税込み

※3月31日迄にお振込をお願いいたします
※振り込み手数料はご負担をお願いいたします

〈お振込先〉

- 銀行名・支店名 三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店
- 口座番号 普通・0200471
- 口座名義 一般社団法人マニフェスト研究会
- 口座名義(カナ) イッパシヤダンホウジン
マニフェストケンキュウカイ

(お問い合わせ先)

- 住所 東京都中央区日本橋1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング5F
- 担当者 永尾・中村・青木
- 電話番号/FAX 03-6214-1315/03-6214-1186

14

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
ASAHIBANK お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
48609	30-03-30	13:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥648	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥352	
お取引現金内訳			
(万円) (千円) (百円) (円)			
振込金受取書			

お受取人
三菱東京UFJ銀行
日本橋中央支店
普通 0200471
イッパシヤダンホウジン マニフェスト様

ご依頼人
イタ カス ヒロ様

電話番号 049-258-0956
取扱番号 300502

印紙税申告納
付につき消和
税務署承認済

*引当金を納付しない場合は*印で別してあります。 →

平成30年 4月 27 日

三芳町議会議長 抜 井 尚 男 様

三芳町議会議員

氏 名 井田 和宏

政務調査報告書

三芳町議会政務調査費交付条例第6条の規定により、下記により平成29年度政務調査報告書を提出します。

記

1 調査事項	議会改革の取組みについて
2 調査場所	福島県会津若松市、福島県会津美里町
3 調査日	平成29年7月6日(木)～平成29年7月7日(金)
4 参加者	三芳みらい(菊地浩二、細田三恵、井田和宏、細谷三男、山口正史、抜井尚男) 公明党議員団(内藤美佐子、岩城桂子、小松伸介)
5 調査結果(概要) (資料のあるときは添付)	○会津若松市 政策形成サイクル、政策討論会、意見交換会等を調査・・・本町の政策提言を進める上で参考となった。 ○会津美里町 通年議会、町民協同会議、分野別意見交換会、議会広報モニター制度等を調査・・・通年議会等、本町での取組みに対し参考となった。 <p style="text-align: right;">(添付資料参照)</p>

議会からの政策形成

～議会基本条例で実現する市民参加型政策形成サイクル～

	ページ
I 会津若松市議会基本条例の制定プロセス……………	1
II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要……………	6
III 政策形成サイクル（総論）……………	15
IV 政策形成サイクル（各論）……………	23
V 議決責任と議員間討議……………	37
VI 政策形成サイクル活用の具体的実践例……………	41
VII その他議会改革の取り組み……………	61
（参考）平成16年度以降の主な議会改革の動き……………	66



会津位

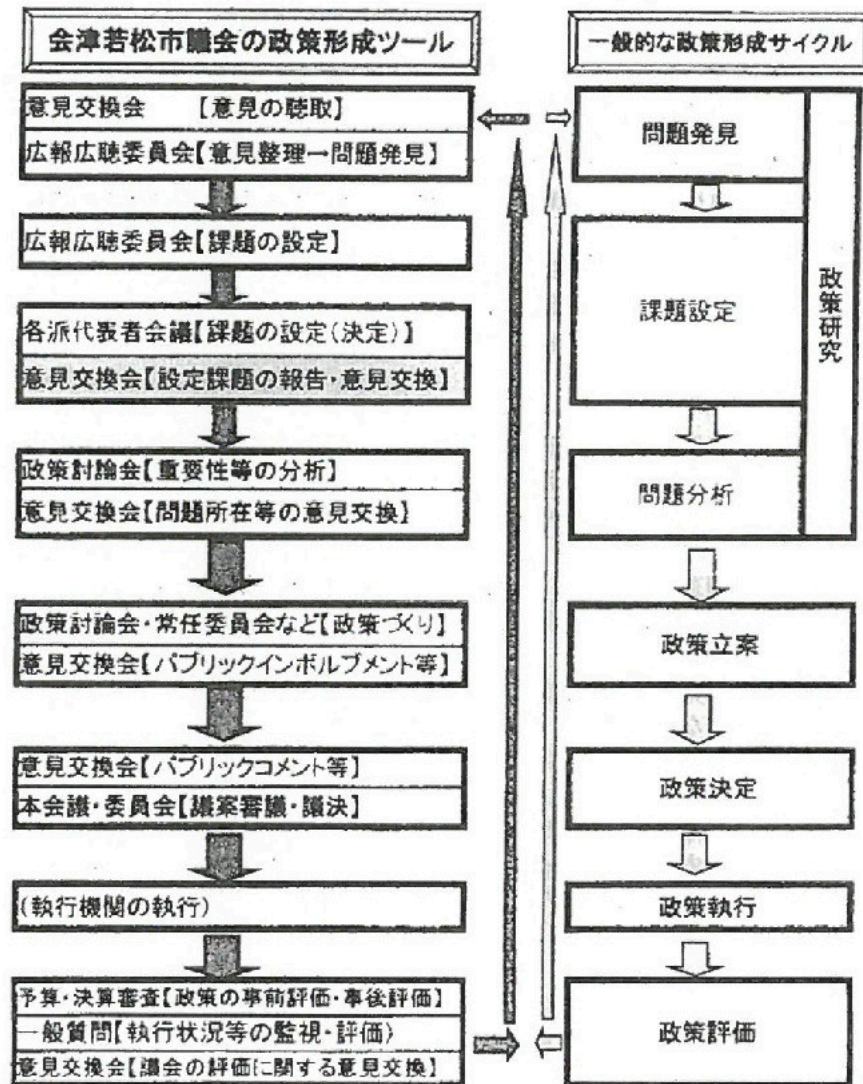
若松つつん

Ⅲ 政策形成サイクル（総論）

1 政策形成サイクルの基本フレーム

政策形成サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで頂戴した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から帰納法的に課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表4）

図表4 政策形成サイクルにおける主要ツールの位置付け



2 政策形成サイクルの段階別概要

(1) 政策研究

◎ 問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析

- 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
- 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
- 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。
- 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

(2) 政策立案・政策決定・政策評価

◎ (1)の政策研究を行った上で、政策討論会などを通して、調査研究（インプット）を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、立案・決定（アウトプット）に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による地域振興と市民福祉向上への成果（アウトカム）を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。いただいた意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動というための必要条件となる。

3 意見整理から問題発見、課題設定までの具体例

(1) 問題発見を行うための市民意見の整理

・ 政策サイクルの問題発見の前提として行う。

※ 問題発見 = 現在の状態と実現したい姿とのギャップの把握と定義

・ 問題発見ができるよう、中分類～大分類に分類

・ 課題設定につなげることを視野に入れ、分類した意見を分析し、問題発見に取り組む。

(2) 課題設定の具体的方法

ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義

イ 議会として課題を設定することの重要性

(会津若松市議会としての認識)

- ・ 課題設定が済めば、その後のサイクルが機能する。
- ・ 議員個々の課題設定との調和

ウ 課題設定の基本視点

市民ニーズに照らしての重要性だけでなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

- ・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。
- ・ 縦割りの課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割りの・総合的な課題を設定する。
- ・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。
→ このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

エ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、図表5（p17）のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、政策討論会（全体会、分科会、議会制度検討委員会）に振り分けている。

○会津美里町議会通年議会実施要綱

平成27年12月14日

議会告示第5号

(総則)

第1条 会津美里町議会(以下「議会」という。)は、会津美里町議会基本条例(平成24年会津美里町条例第24号)の理念のもとに未来を見据えた議会の取り組みとして、議会としての監視機能の充実強化を図り、議会が主導的又は機能的に対応するための通年議会を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず議員の任期満了の年における会期は、1月から10月及び11月から12月までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

(本会議)

第3条 本会議は3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。ただし、緊急に議会等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

(本会議の呼称)

第4条 定例会における本会議の呼称は、再開する月を冠して「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会〇月会議」とする。ただし、同一の月に2回以上本会議を再開するときは、月の前に回数を加え、「【元号】〇〇年会津美里町議会定例会第〇回〇月会議」とする。

(議案等の提出)

第5条 議会提出の議案、意見書及び決議案等は、暦年ごとに一連の番号を付すものとする。

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、本会議を再開する月ごとに一連の番号を付すものとする。

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例月に再開する本会議において行う。

(一時不再議)

第8条 会津美里町議会会議規則(平成17年11月28日議会規則第1号)第15条に規定する「一時不再議」は、再開する本会議の都度、事情変更の原則があったものとみなす。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、定例月に再開する本会議以外の月の休会中に行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査が必要な場合はこの限りでない。

(会議録)

第10条 会議録は、定例月及び本会議を再開するごとに調製するものとする。

会津美里町議会議員間・委員間討議に関する実施要領

平成 24 年 10 月 1 日施行

平成 25 年 8 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、会津美里町議会基本条例（平成 24 年会津美里町条例第 24 号）第 9 条に基づく議員間討議の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(本会議)

第 2 条 各議員は、開会初日までに、各議案及び一般会計補正予算の課題・論点を議長に提出する。

2 議長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。

3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を抽出論点一覧表にて議長に報告する。

4 常任委員長は、委員会に付託された各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に議長に審議結果一覧表にて報告する。

5 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の抽出論点一覧表を配布し、議員の確認を得る。

6 議長は、本会議審議に係る各議案及び一般会計補正予算の質疑が終了し、町長等の退席後、全議案について議員間討議を行う。なお、常任委員会に付託された議案については、審議結果一覧表に基づき議員間討議を行う。

7 議長は、各議案について論点・争点を整理し、全議員の確認を得る。

8 議長は、議員間討議終了後、散会を宣告する。

(常任委員会)

第 3 条 委員長は、開会初日に、委員会事前打ち合わせを行い、各委員が持ち寄った付託された各議案の課題・論点について、意見交換を行って、論点の抽出及び争点の予測を行う。

2 各委員は、総括質疑後に論点の追加があれば委員長に報告する。

3 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、各議案について質疑を行う。

4 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、抽出論点一覧表等の審議結果に基づき、各議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。

5 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下討論・採決を行う。

6 委員長は、各議案の論点が整理されたもの及び審議結果を委員会終了日の翌日に審議結果一覧表にて議長に提出する。

(予算・決算特別委員会)

第 4 条 各委員は、開会初日に、一般会計予算又は一般会計決算（以下「議案」という。）の課題・論点を委員長に提出する。

2 委員長は、提出された課題・論点の整理及び調整を議会運営委員会に付託する。

3 議会運営委員長は、課題・論点の整理及び調整を行った結果を開会前日までに委員長に抽出論点一覧表にて報告する。

4 委員長は、開会后、直ちに抽出論点一覧表を配布し、委員の確認を得る。

5 委員長は、町長等の出席の下、抽出論点一覧表に基づき、議案について質疑を行う。

6 委員長は、質疑が終了し、町長等の退席後、議案について委員間討議を行い論点・争点の整理を行う。

7 委員長は、委員間討議終了後、町長等の出席の下、討論・採決を行う。

8 委員長は、審議結果一覧表を最終日前日までに議長に提出する。

附 則

地区別意見交換会の流れ

